



# 函館税関による EPA利用再考支援



函館税関 業務部 原産地調査官  
戸田和俊  
2026年5月20日(水)  
北海道輸出促進セミナー2026

# 目次

1. EPA輸出相談ワンストップ窓口..... 3
2. 個別事例のご紹介 ..... 8

# 1. EPA輸出相談ワンストップ窓口

# 1. EPA輸出相談ワンストップ窓口



函館税関では、EPAを利用した日本からの輸出について、相談対応を行っています。

## ■ 相談内容

- ・輸出貨物のHS番号、輸出先国の適用関税率(EPA税率を含む)
- ・適用原産地規則の特定と適合性
- ・輸出先国における原産地証明に必要な書類
- ・事後確認(検証)における経験を踏まえたアドバイス等々

## ■ 担当部門

函館税関 業務部 原産地調査官部門 **EPA輸出相談ワンストップ窓口**

住所:北海道函館市海岸町24-4 函館港湾合同庁舎

☎ 0138-40-4255

✉ [hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp](mailto:hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp)

## ■ 相談方法

メール、電話、対面、オンライン面談等  
相談内容に応じてご提案させていただきます。  
まずはお気軽にお問い合わせください。

上記相談による結果は、輸出先でのEPA税率の適用を保証するものではありません。  
EPA税率の確実な利用のため、輸出先税関における事前教示制度の利用等をお勧めする場合があります。

※セミナー等への講師派遣も可能ですので、ご要望があればお問い合わせください。

# 1. EPA輸出相談ワンストップ窓口

函館税関では、事業者のEPA利用の再考を支援します。

## EPA特惠マージンは年々拡大

メガEPA(TPP11、日EU EPA等)発効から年数が経過し、特惠マージンは年々拡大しています。

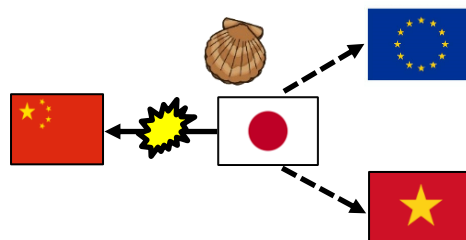


乗用車

日EU・EPAの例  
(EU側の関税率)  
発効時:8.8%  
現在:0.0%  
(2026年2月時点、7年経過)

## サプライチェーンのリスク分散の必要性

特定の輸出相手国に依存することのリスクが顕在化してきており、分散化が推奨されます。



## 円安傾向等によるビジネスチャンス

近年、円安傾向が続くとともに、購買力平価でみて日本産品は割安です。



## 輸出貨物のEPA利用ステップに係る支援

函館税関では、実際の輸出取引だけでなく、今後の輸出先の見直しにおいても、以下の調査支援を通じて、EPA利用の再考を支援します。

(※業務部原産地調査官がワンストップ窓口として対応)

1. 輸出HS番号
2. 輸出先国の適用関税率(EPA税率を含む)
3. 適用原産地規則の特定と適合性確認
4. 輸出先国における原産地証明に必要な書類

+ 原産地の事後確認(検証)における経験を踏まえたアドバイスも可能。

ご相談・お問い合わせ先

函館税関業務部原産地調査官

TEL:0138-40-4255

メールアドレス:hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp

# 1. EPA輸出相談ワンストップ窓口

## ○主な取組み

➢ 当関主催北海道輸出促進セミナー・相談会(昨年5月)

- さっぽろ産業振興財団主催海外展開セミナー(昨年10月)
- 日本政策金融公庫函館支店における税関出前セミナー(昨年11月)
- 北海道新聞の特集記事<読み解く>(昨年11月10日(水)22面全面)  
(「TPP」「EPA」は使うのが面倒?及び腰の企業もっていない)  
5月セミナーが契機。10月セミナーを含む、当関業務部のEPA関係の活動取材。
- 道・県商工会議所連合会訪問(2~3月)

北海道の多彩な魅力を世界に発信

主催 函館税関



北海道の各機関が、EPA(経済連携協定)に基づく特恵関税を利用した輸出ビジネスの促進や、輸出ビジネスを支援する制度について、ご紹介いたします。個別相談会もあわせて実施いたします。

### 北海道輸出促進セミナー・相談会

開催日 **2025年5月28日(水)** **参加無料**

会場 **札幌第2合同庁舎9階講堂**(札幌市中央区大通西10)

第1部 **セミナー 10:00~12:10** **先着100名**

函館税関	・EPAを利用した輸出の再考について
北海道農政事務所	・北海道における農林水産物・食品の輸出について(実績・制度) ・農林水産物の輸出における関税の影響とEPAの活用について
北海道経済産業局	・経済産業省の支援施策について
ジェトロ北海道	・ジェトロのサービスのご紹介
北海道庁	・北海道の海外展開支援施策の紹介

第2部 **個別相談会 13:30~15:50** **各機関先着4者**

参加機関 函館税関、北海道農政事務所、北海道経済産業局、ジェトロ北海道、北海道庁

お申し込み 以下URL先の項目をメール本文に入力し、下記メールアドレス宛て送信ください。参加申込書(Word)でも申込可能です。

申込締切: **2025年5月25日(日)**

<https://www.customs.go.jp/hakodate/oshirase/yusyutsuseminar.htm>

お問い合わせ 函館税関 業務部 原産地調査官  
☎ 0138-40-4255  
✉ hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp



北海道新聞(令和7年11月19日)22面



さっぽろ産業振興財団主催海外展開セミナー



日本政策金融公庫函館支店主催「金融機関合同研修会」

函館新聞(令和7年11月18日)3面

このほかに、**個別的なご照会**にも対応

## 2. 個別事例のご紹介

## 2. 個別事例のご紹介

### 前提として…EPA利用のステップ

#### 輸入貨物のEPA利用のステップ

1. 輸入貨物のHS番号を特定
2. 特惠税率が設定されているかを確認
3. 適用される原産地規則を特定
4. 原産地規則を満たすかを確認
5. 輸入面での原産地手続(※)  
(1) 申告に必要な書類(原産地証明書又は原産品申告書等)を整える  
(2) 上記原産地証明書等により輸入申告時に特惠税率を適用
6. 日本税関からの検証に対応

#### 輸出貨物のEPA利用のステップ

1. 輸出貨物のHS番号を特定
2. EPA税率が設定されているかを確認
3. 適用される原産地規則を特定
4. 原産地規則を満たすかを確認
5. 輸出面での原産地手続(※)  
(1) 原産品申告書を作成  
(2) 疎明資料を保存  
※輸出者・生産者による自己申告の場合。相手国の輸入者による自己申告の場合には輸入者に情報を提供
6. 相手国におけるEPA税率の適用
7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

要所!

要所!

## 2. 個別事例のご紹介

### 前提として…HS番号

#### HS番号とは

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)」に基づいて定められている商品ごとに割り振られている6桁の番号

- ・世界200以上の国・地域で使用され、輸出入で共通
- ・先頭2桁までを「類」、同4桁までを「項」、同6桁までを「号」と呼称
- ・輸出国と輸入国で商品に対するHS番号の解釈が異なる場合、最終的には**輸入国側の判断が尊重**
- ・各国において、7桁目以降の国内細分を独自に定めているのが通例（日本では3桁を加えた9桁で、輸入と輸出で異なる。）

(例)ほたて貝(スキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物)@日本

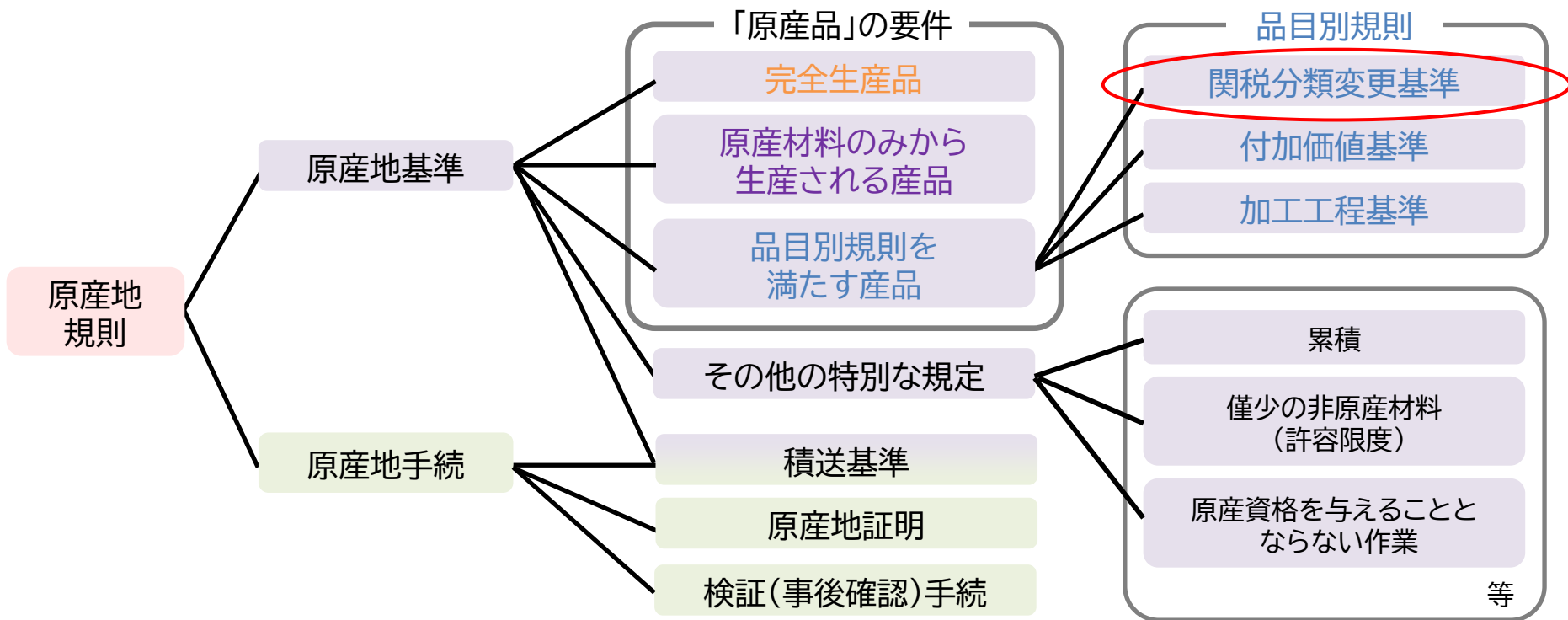
	輸入		輸出	
	HS番号	国内細分	HS番号	国内細分
貝柱(冷蔵)	0307.21	210	0307.21	000
貝柱(冷凍)	0307.22	210	0307.22	100
殻付き(冷凍)	0307.22	290	0307.22	900

(注)輸入統計品目表(2026年4月1日版)、輸出統計品目表(2026年1月1日版)

## 2. 個別事例のご紹介

### 前提として…原産地規則の構成

- 原産地規則…**製品の原産地(=製品の「国籍」)を決定するためのルール**
- ◎原産地基準…貨物の原産地を判断するための基準
- ◎原産地手続…特惠税率を適用するための手続き



※ 原産地規則の構成は概ね上記のとおり共通するが、具体的な構成要素については、EPAごとに異なる。

## 2. 個別事例のご紹介

### 前提として…関税分類変更基準

関税分類変更基準とは

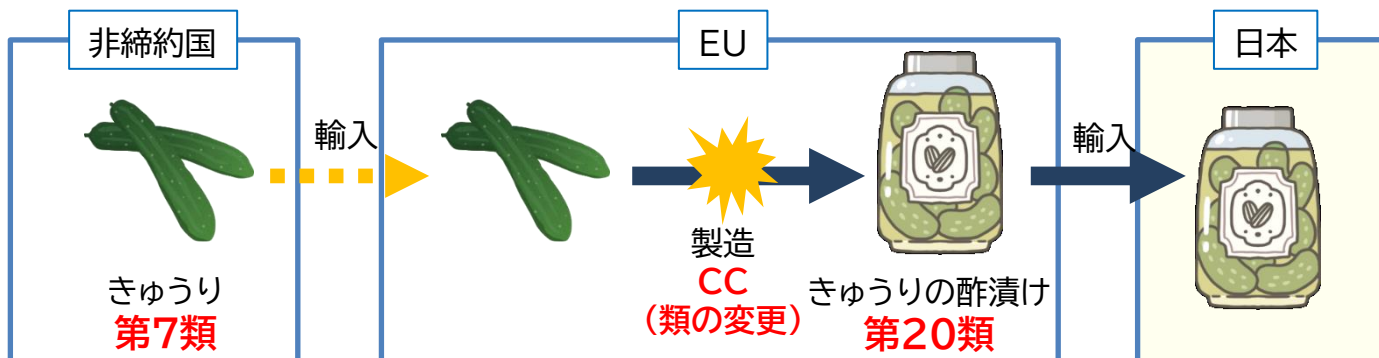
品目別規則の1つで、締約国で非原産材料と製品との間に、特定のHS番号(関税分類番号)の変更があるときに、原産品であると判断する基準

(HS番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われたとする考え方)

- ・「CC」、「CTH」、「CTSH」の3種類
- ・「CC」は、「Change of Chapter」の略で、「類」(先頭2桁)の変更
- ・「CTH」は、「Change of Tariff Heading」の略で、「項」(先頭4桁)の変更
- ・「CTSH」は、「Change of Tariff Subheading」の略で、「号」(先頭6桁)の変更

(例)日EU協定、きゅうりの酢漬けの関税分類変更基準は「CC」

EUにおいて、第三国(非締約国)のきゅうり(HS番号0707.00)からきゅうりの酢漬け(HS番号2001.10)を製造し、これを日本に輸入



## 2. 個別事例のご紹介

### 前提として…原産品であることを証明するために必要な資料の例

#### ■ 完全生産品

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

#### ■ 原産材料のみから生産される産品

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

#### ■ 品目別規則を満たす産品

##### a. 関税分類変更基準

総部品表又は材料一覧表(HS番号を含む)、製造工程フロー図、生産指図書等

##### b. 付加価値基準(域内原産割合)

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

##### c. 加工工程基準(化学反応等)

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

#### ■ その他の原産性の基準を適用する場合

材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸出しようとする産品が、各EPAに規定する原産性の基準(累積、僅少の非原産材料等)を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

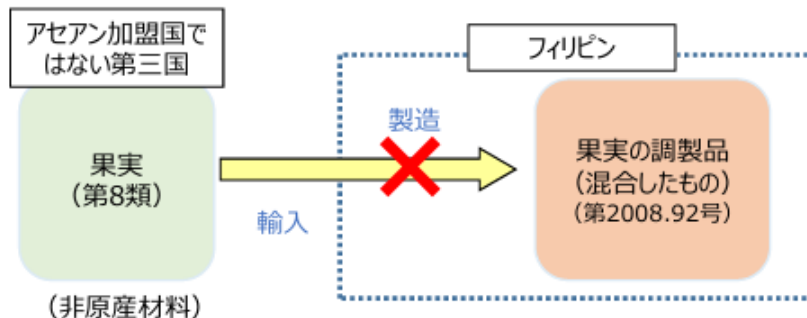
## 2. 個別事例のご紹介

### 個別事例1 (特惠否認)

<税関HP>

[https://www.customs.go.jp/roo/gensan\\_hijirei/index.htm](https://www.customs.go.jp/roo/gensan_hijirei/index.htm)

産品名	果実の調製品 (混合したもの)	HS番号	第2008.92号 (HS2002)
協定名	日フィリピン協定	特惠符号 (申告時の原産地証明書の記載)	C (実質的変更基準を満たす産品)
品目別規則	第2008.91号又は第2008.92号の産品への他の類の材料からの変更 (第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが <u>東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。</u> )		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である第8類の果実を使用していることが判明。当該第8類の非原産材料は、 <u>東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫されたものではない</u> ことから品目別規則を満たさない。したがって、日フィリピン協定上のフィリピン原産品と認められない。		



#### 品目別規則を満たすための要件

非原産材料の果実は、**ASEAN加盟国である第三国で収穫等されていることが必要**

**事実確認**が基本かつ最重要です！！

- ・非原産材料を使用しているのかどうか
- ・非原産材料を使用しているならば、品目別規則を満たすのかどうか 等々…

## 2. 個別事例のご紹介

### 個別事例2(EPAを利用する輸出)

#### 【概要】

北海道内で捕獲する鹿肉(原産地:日本)をベトナムへ輸出したい。

#### <HS番号>

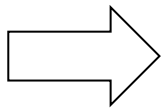
想定する商品として3種類

- ①冷凍肉:0208.90
- ②塩蔵肉:0210.99
- ③加熱肉:1602.90

#### <EPA>

ベトナムとの間には4本

- ①RCEP
- ②CPTPP
- ③日ベトナム
- ④日アセアン



- ・日本貿易振興機構(ジェトロ)がHPで提供する「WorldTariff」を参照して、各HS番号について税率を確認

<日本貿易振興機構(ジェトロ) HP>

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

- ・各EPAを参照して、各HS番号について原産地規則を確認

## 2. 個別事例のご紹介

### 個別事例2(EPAを利用する輸出)

品目	①RCEP	②CPTPP	③日ベトナム	④日アセアン
①冷凍肉 0208.90 5%	・FREE ・CC(第一類の材料からの変更を除く。)	・FREE ・CC	・FREE ・CC(第一類の材料からの変更を除く。)	・FREE ・CC(第一類の材料からの変更を除く。)
②塩蔵肉 0210.99 20%	・10.9% ・CC(第一類からの変更を除く。)	・FREE ・CC	・FREE ・CC(第一類からの変更を除く。)	・FREE ・CC(第一類からの変更を除く。)
③加熱肉 1602.90 35%	・35% ・CC	・3.4% ・CC	・FREE ・CC	・FREE ・CC
原産地手続	第三者証明 認定輸出者申告	自己申告	第三者証明	第三者証明

#### <税率の観点>

①冷凍肉について差異なし、②塩蔵肉について①RCEP以外を推奨、③加熱肉について③日ベトナム及び日アセアンを推奨

#### <原産地規則(原産地基準)の観点>

①冷凍肉について差異なし、②塩蔵肉及び③加熱肉について具体的な商品情報(添加物)次第

#### <原産地規則(原産地手続)の観点>

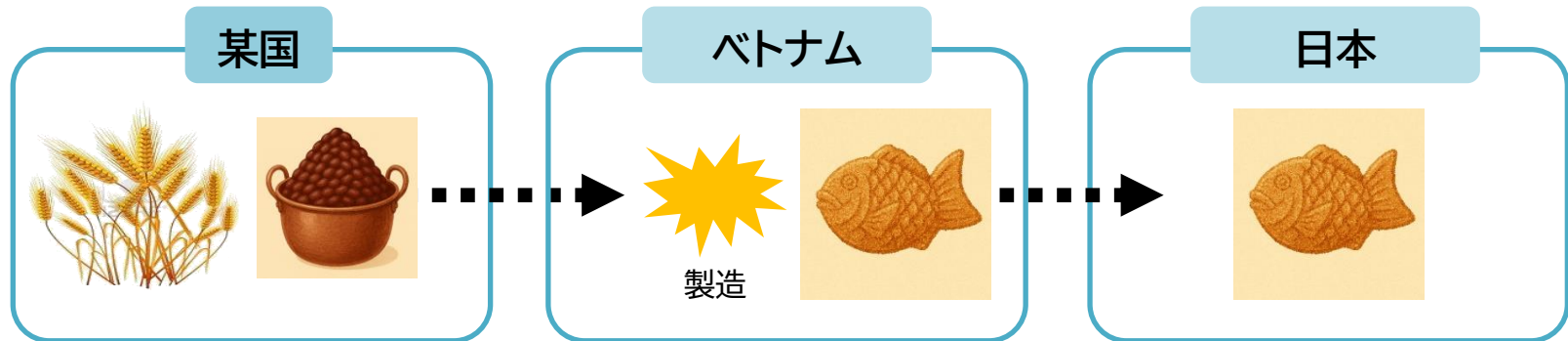
初めての輸出とことから、①RCEP、③日ベトナム及び④日アセアンを推奨

## 2. 個別事例のご紹介

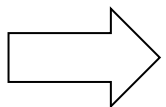
### 個別事例3(EPAを利用する貿易)

#### 【概要】

アジア某国からベトナムに材料を集め、ベトナムで製造したたい焼き(HS番号1905.90)を日本に輸入することとして、EPAの観点から「アジア某国」をどこにすると効果的か。



品目	①RCEP	②CPTPP	③日ベトナム	④日アセアン
たい焼き 1905.90 25.5%	・25.5% ・CTH	・FREE ・CTH	・15% ・CC(第十一類からの 変更を除く。)	・15% ・CC(第十一類からの 変更を除く。)
原産地手続	第三者証明 認定輸出者申告	自己申告	第三者証明	第三者証明



日本貿易振興機構(ジェトロ)とEPA関税認定アドバイザーを紹介

## 2. 個別事例のご紹介

というところで。

財務省・税関では、**EPA関税認定アドバイザー**の後方支援に取り組んでおります。

### EPA関税認定アドバイザー 照会先



**EPA関税認定アドバイザー  
にご相談ください**



日本関税認定アドバイザーが解決のお手伝いいたします

関税・貿易に関するお問い合わせは、日本関税認定アドバイザーにご相談ください。EPA関税認定アドバイザーは、EPA関税認定制度に関するお問い合わせに対応いたします。EPA関税認定アドバイザーは、EPA関税認定制度に関するお問い合わせに対応いたします。EPA関税認定アドバイザーは、EPA関税認定制度に関するお問い合わせに対応いたします。

EPA関税認定アドバイザーを調べたい人は



一般社団法人日本通関業連合会

TEL: 03-3508-2535 E-mail: jkba@tsukangyo.or.jp

TEL: 03-3508-2535

・山九株式会社

【問合せ先】

首都圏業務通関センター 03-6404-8601

関西業務通関センター 078-333-3919

・株式会社阪急阪神エクスプレス

【問合せ先】

東日本通関管理課・西日本通関管理課

TUKAN-THINKTANK@jp.hh-express.com

・A.P. モラー・マースク

【問合せ先】

関税・貿易コンサルティング部

epa-gtcc@maersk.com

090-2742-3072

(出典)2026年3月26日開催 第7回EPA活用推進会議

資料8「EPA関税認定アドバイザー制度と今後の取組」(財務省)

<経済産業省HP>

[https://www.meti.go.jp/shingikai/external\\_economy/epa\\_katsuyo/pdf/007\\_08\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/epa_katsuyo/pdf/007_08_00.pdf)

**ご清聴ありがとうございました**

